

議案第 28 号

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について
甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

甲府市自転車駐車場条例（平成 19 年 9 月条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表中「。ただし、自転車の駐車区域にあつては、午前 1 時から午前 5 時までの間は、自転車を入場し、又は出場することができない。」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

甲府駅の南口の自転車駐車場の供用時間を変更するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。